

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	北米地域外交			番号	②				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載できない。					
					(千円)				
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度 当初予算額		5年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	地域別外交費	北米地域外交に必要な経費		215,746		243,609	
	一般	在外公館	地域別外交費	北米地域外交に必要な経費		318,948		375,010	
	小 計				一般会計	534,694		618,619	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの									
	小 計				一般会計				
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	534,694		618,619	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

施策 I - 2 北米地域外交（モニタリング）

令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-I-2）

施策名（※）	北米地域外交				
施策目標	1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （1）日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （2）日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 （3）日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 （1）日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 （2）日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。				
目標設定の考え方・根拠	日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と繁栄の基盤である。米国とは、国際社会の諸課題への対応につき緊密に連携しており、日米同盟はかつてないほど盤石であるが、厳しさを増す地域情勢の中で、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。 日加両国は基本的人権、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有するのみならず、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有する同地域の重要な戦略的パートナー及びG7のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間の戦略的パートナーシップを一層深化させることは極めて重要である。 ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日） ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）				
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況	当初予算(a)	685	652	568	535
(百万円)	補正予算(b)	0	0	0	/
繰越し等(c)	△14	0	0	0	/
合計(a+b+c)	671	652	568	568	/
執行額(百万円)	532	419	343	/	/
同（分担金・拠出金）	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況	当初予算(a)	-	0	0	0
(百万円)	補正予算(b)	-	0	0	/
繰越し等(c)	-	0	0	0	/
合計(a+b+c)	-	0	0	0	/
執行額(百万円)	-	0	0	0	/
政策体系上の位置付け	地域別外交	担当部局名	北米局	政策評価実施予定時期	令和5年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
八 外交・安全保障
- ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

中期目標(一年度)

我が国の外交・安全保障政策の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

令和2年度目標

- 1 日米間の協力関係の進展
日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。
- 2 日加間の協力関係の進展
日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、「瀬取り」対策協力やTPP11の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 日米間の協力関係の進展
日米は首脳間で4回(全て電話会談)、外相間で6回(うち電話会談が4回)会談を行うなど、新型コロナウイルスにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においても、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。
特に、8月の安倍総理大臣とトランプ大統領の電話会談や、9月の菅総理大臣とトランプ大統領の電話会談、11月の菅総理大臣とバイデン次期大統領の電話会談など、日米両国の政権の節目の時期にあっても、北朝鮮への対応を始めとする地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、緊密に連携して対応した。
関係構築が特に重要な米政権移行直後においては、令和3年1月20日にバイデン大統領が就任すると、27日に茂木外務大臣とブリンケン国務長官が、28日に菅総理大臣とバイデン大統領が、それぞれバイデン政権発足後初めての電話会談を行った。日米首脳電話会談では、日米同盟を一層強化すべく、日米で緊密に連携していくことで一致した。バイデン大統領からは、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが表明された。また、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。日米外相電話会談では、日米同盟の更なる強化に取り組むことを確認するとともに、中国や朝鮮、韓国などの地域情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の重要性についても意見交換を行った。また、引き続き、地域や国際社会が直面する諸課題について、日本や日米豪印などの同志国間で緊密に連携していくことで一致した。
令和3年3月16日には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官が就任後初の外遊先として日本を訪問し、バイデン政権発足後初となる日米「2+2」を開催したほか、初の日米外相会談を行った。会談では、日米同盟の更なる強化について一致したほか、中国、北朝鮮、韓国、ミャンマーやイラン等の地域情勢や、コロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても意見交換を行い、各分野での日米間の緊密な連携を確認した。
- 2 日加間の協力関係の進展
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面での会談は実現できなかったが、首脳間では3回の電話会談

を通じて日加間で緊密に意見交換を行ったほか、外相間でも人権をめぐる連携を推進した。

特に、9月の菅総理大臣就任直後に行われた日加首脳電話会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を改めて確認するとともに、菅総理大臣から、拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力を求めたのに対し、トルドー首相から支持の表明があった。そのほか、中国を含む地域情勢についても意見交換を行った。

「瀬取り」対策協力については、10月以降、コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣されるなど、日加の連携が進展した。

人権分野では、令和3年2月、ガルノー外相主催により「二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言」の対外発表行事が行われ、茂木外務大臣はビデオ・メッセージを通じて出席し、同宣言を支持した。

令和3年度目標

1 日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題や東シナ海・南シナ海を含む地域の諸課題、及び新型コロナや気候変動等の国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

新型コロナによる往来の制約がある中、対面での会談を追求しつつも、電話会談・テレビ会議を通じ、緊密に意思疎通を図っていく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話会談を含め、首脳間、外相間等の様々なレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持していく。特に、「瀬取り」対策協力を含めた法の支配における協力を強化するなど、「自由で開かれたインド太平洋」の下での日加協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

日米は首脳会談を7回（うち2回は電話会談、1回はテレビ会談）、外相会談を12回（うち7回は電話会談）行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、4月の菅総理大臣とバイデン大統領の会談や、令和4年1月の岸田総理大臣とバイデン大統領のテレビ会談などを通じ、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮などの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携した。

4月15日から18日にかけて、菅総理大臣は、世界の首脳に先駆けてワシントンDCを訪問し、バイデン大統領にとって初となる対面の首脳会談を行った。両首脳は、個人的信頼関係を強化するとともに、自由、民主主義、人権、法の支配などの普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、オーストラリアやインド、ASEANといった同志国などと連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認した。

会談後、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出された。共同声明では、3月に開催された日米「2+2」の共同発表も踏まえ台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。また、日米両国が世界の「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、新型コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致した。さらに、パリ協定の実施、クリーンエネルギー技術、開発途上国の脱炭素以降の各分野での協力を一層強化していくため、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致した。

令和4年1月21日、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳テレビ会談を行った。両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深化させることで一致した。この関連で、岸田総理大臣から、バイデン大統領の訪日を得て日米豪印首脳会合を令和4年前半に日本で主催する考えであると述べ、バイデン大統領から、支持が表明された。また、両首脳は、中国、北朝鮮、ロシア・ウクライナなどの地域情勢について意見交換を行った。さらに、両首脳は、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する

ことで一致した。岸田総理大臣から、新たに国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画を策定し、日本の防衛力を抜本的に強化する決意を表明し、バイデン大統領は、これに支持を表明するとともに、極めて重要な防衛分野における投資を今後も持続させることの重要性を強調した。そして、岸田総理大臣は、「新しい資本主義」の考え方を説明し、両首脳は、次回首脳会合で、持続可能で包摂的な経済社会の実現のための新しい政策イニシアティブについて議論を深めていくことで一致した。両首脳は、閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」などに基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。そのほか、岸田総理大臣から、現実主義に基づく核軍縮の考えを説明し、バイデン大統領から支持が表明され、両首脳は、「核兵器のない世界」に向けて共に取り組んでいくことを確認した。両首脳は、NPTに関する日米共同声明が同日に発出されたことの意義を強調した。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く状況ではあるものの、昨年度は実績数がゼロであった対面での会談については、首脳間で1回、外相間では2回実現した。その他首脳間では電話会談1回、外相間では電話会談1回及びテレビ会談1回を実施し、日加間で緊密に意見交換を行った。

特に、5月の外相会談においては、茂木外務大臣とガルノー外相の間で、日加両国が共に掲げるビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力6分野」を発表し、「法の支配」を始めとする6つの分野において具体的な協力を進めていくことで一致したことは、大きな成果であった。その後、6月の日加首脳会談含め、累次の会談の機会において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、具体的協力を進めていくことを確認し、様々なレベルで取り組んできている。また、首脳・外相間の会談においては、カナダ側から拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力の表明があったほか、北朝鮮及び中国を含む地域情勢についても意見交換を行い、緊密に連携していくことで一致した。その他、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への支持があり、令和4年2月の首脳電話会談ではウクライナ情勢についても議論し、連携していくことで一致した。

「瀬取り」対策協力については、4月、カナダは航空機・艦艇の派遣に関する取組を2年間延長する旨を決定。コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣され、日加の連携が継続した。

令和4年度目標

1 日米間の協力関係の進展

電話・テレビ会談を含め、首脳会談や外相会談を行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行い、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮、ウクライナなどの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携していく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話・テレビ会談を含め、首脳間、外相間を始めとする様々なレベルで意見交換を頻繁に実施することを維持していく。特に、地域情勢における緊密な連携や「瀬取り」対応を含めた法の支配に関する連携など、令和3年5月の日加外相会談にて確認された「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた6つの分野における具体的協力のための取組を進めていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

米国は我が国にとって唯一の同盟国であり、カナダは価値を共有するG7の重要なパートナーである。米加それぞれとの間の協力の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、我が国が地域と国際社会の平和と繁栄を推進していくにあたり、米国及びカナダと緊密に連携することは不可欠であるため、上記目標を設定した。

測定指標1-2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（--年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

令和2年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標2及び3については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に事業を実施した。往來を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、事業実施期間を令和3年9月まで延長した上で、令和3年2月以降、将来的な招へい・派遣を見据えたプレプログラム(ウェブ会議システム等を使用したオンラインでの意見交換やウェビナー等)を実施し、令和3年3月までに166名が参加した。

令和3年度目標

国境を越えた往來を伴う事業については、新型コロナ感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標1、2、3、4及び7については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

1 在米・在加日系人との交流プログラム

コロナ対策による入国制限のため、往來を伴う招へいは実現しなかったものの、在米日系人については参加予定者及び過去の招へい参加者の交流や、大使館・総領事館との意見交換を行い、日系人同士で今後の日米関係への貢献について検討を実施した。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に継続派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

コロナ対策による入国制限のため、往來を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、将来的な招へい・派遣を見据えたオンラインでの交流やウェビナー、過去の参加者向けのオンライン企画を32件実施し、令和4年3月までに1,016名が参加した。

4 マンスフィールド研修計画

4月の日米首脳会談において、米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画の再開について合意。これを踏まえて、米国の行政官8名が各省庁にて研修を行っている。

7 在日米軍子女日本語補習教育事業

小学校1～3年生までの約130名に対し令和4年1月から、週3回授業を実施しており、今後5月まで継続し、日本語能力の向上及び日本に対する正確な知見の共有を図る予定。新型コロナウイルス感染拡大により当初想定の対面授業は中止となったが、オンライン化等の工夫を試みた。

令和4年度目標

国境を越えた往来を伴う事業については、新型コロナウイルス感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。また、在米日系人の記憶継承に資する取組を支援する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い者を対象に、日本語補習授業を提供する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日米・日加両国間における重層的な交流による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、民間有識者、米国の政策の決定に参画する又は影響力を有する各界の人物、草の根レベル等を含めた両国間の交流の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、交流を通じて日米・日加関係を重層的に強化していくためには、年齢や職業について幅広いプログラムを用意する必要性があり、上記目標を設定した。

測定指標1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	30	9	20	19	20

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日米政府間の共通の諸課題に関する緊密な政策調整は二国間の協力関係推進のために重要であり、日米二国間の首脳・外相間の会談数(電話・テレビ会談含む)は、日米政府間の政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映していると言え、その回数測定は有益であると考えられるため。

なお、会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績や新型コロナによる制約も考慮しつつ、目標値を設定した。

測定指標1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標
	—	7	3	5	6	7

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日加政府間の共通の諸課題に関する緊密な政策調整は二国間の協力関係推進のために重要であり、日加二国間の首脳・外相間の会談数(電話・テレビ会談含む)は、日加政府間の政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映していると言え、その回数測定は有益であると考えられるため。

なお、会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、これまでの実績や新型コロナによる制約も考慮しつつ、目標値を設定した。

測定指標 1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)						
(出典:「米国における対日世論調査」(ハリス社)) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	令和4年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標
	①86% ②91%	①84% ②89%	①70% ②96%	①85% ②95%	①70% ②93%	①86% ②91%
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
<p>米国における対日世論調査の結果は、米国内の幅広い層における日米間の相互理解の程度を適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。</p> <p>なお、米国における対日世論は、米国の内政状況や各年の日米間の行事に左右される面があるが、中期目標値を念頭に、近年の調査結果も踏まえ、目標値を設定した。</p>						

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要(注)				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位:百万円)			当初予算額 (単位:百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①北米諸国との政治分野での協力推進 (*)	1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 日米、日加政府間(首脳、外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進展は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係の推進に寄与する。				1-1 1-3 1-4
	2 日米・日加間の相互理解の進展 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。 こうした取組による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流・対話を重層的に強化し、施策目標の達成に寄与する。				1-1 1-2 1-5
	72 (51)	71 (35)	74 (43)	72	
②日本人学生のインターンシップ支援及び日本人研究者育成支援事業 (平成27年度)	本事業実施の背景には、平成26年4月のオバマ米大統領国賓訪日の際に、日米両首脳間の共同声明において、インターンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるような新しい二国間交流プログラムを創設する意図の表明及び日本の研究者への支援への言及がなされたことがある。インターンシップについては、米国に学生を派遣することにより、同国において人脈を構築し、今後日米関係で主導的役割を果たす人材を育成し、また、研究者支援については、米国シンクタンク等に若手研究者を派遣することにより、米国の学術活動についての見識を深め、現地でアカデミアを中心とした人脈を形成し、将来日米双方において発信力の高い有識者を育成する。 上記事業の実施は、重層的な日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。				1-2 1-5

	38 (31)	36 (11)	33 (8)	16	
③米国における我が国 応援団発掘 育成事業 (平成 27 年 度)	<p>米国議会において日本の「応援団」を増やしていく観点から、平成 26 年に組織された米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めている、もしくは深める意思のある米国議員等の活動を在米国大使館及び総領事館が支援する。また、日米安全保障条約に基づき駐留した在日米軍経験者は、親日家・知日家として、我が国の「応援団」となり得るとともに、各界指導者層含め一定の影響を持ち得ることから、これら全米各地における潜在的な「応援団」を育成する観点から、在日米軍関係者との視野の広い関係強化を図る。</p> <p>上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。</p>				1-1 1-2 1-5
	105 (96)	89 (54)	84 (62)	79	
④親日派・ 知日派予備 軍育成のため の在日米 軍子女への 日本語補習 教育事業 (平成 30 年度)	<p>日本語の補習授業受講の関心が高い在日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習教育を提供する。</p> <p>在日米軍子女に日本語の補習を施すことにより、日本語能力を高め、同子女が米国帰国後も日本語学習を継続していくことで、日本語を通じて日本に好意的な親日派・知日派を育成し、帰国後の米国各地での対日理解者の増加に寄与する。</p>				1-2 1-5
	20 (9)	21 (2)	18 (4)	13	
⑤新時代在 米日系人等 との関係強 化プログラム (新規) (令和 4 年 度)	<p>在米日系人コミュニティにおいて、次世代への歴史継承は若手日系人のアイデンティティ形成と日本との結びつきを確認する上で益々重要な課題となっている。日系人の記憶遺産を整備し、コミュニティとしての一体性を維持し、日本との結びつきを認識する機会を創出する。</p> <p>本件事業を通じて、若手日系人が日系人コミュニティとの主体的な関わりを持つことで日本との結びつきを認識する機会を持つことは日米間の重層的な人的ネットワークを構築することに寄与する。</p>				1-2 1-5
	—	—	—	16	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和 4 年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 2 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

1 米国

- (1) 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話等を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。
- (2) 個別経済問題に対処する。

2 カナダ

- (1) 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。
- (2) 日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
 - 八 外交・安全保障
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 2-1 米国との経済分野での協調の深化 *

中期目標（一年度）

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け日米経済関係を安定的に発展させつつ、地域の繁栄に向けた経済秩序の維持・発展を主導していくため、日米首脳会談や日米外相会談を始めとしてあらゆるレベルにおいて日米間で議論を進める。また引き続き、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行していく。
- 2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

令和2年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の発効を受け、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談、日米外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米経済関係・「自由で開かれたインド太平洋」促進のための取組

(1) 日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える3要素の一つである。昨年度発効した日米貿易協定によって、世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を強力、安定的かつ互恵的な形で拡大している。令和3年3月には茂木外務大臣が新たに就任したタイ米通商代表との電話会談を行い、経済・通商分野で緊密に連携していくことを確認した。

(2) 「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の3つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー及びデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。

エネルギーの分野では、令和2年には日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合を計2回開催し、各地域における具体的なプロジェクトを議論した。産業界の参加を促すため、4月には

日米政府による産業界向けオンライン説明会を開催し、産業界が利用可能な日米政府及び政府機関による政策金融支援に加え、JUSEP の枠組みの下でインド太平洋地域において現在進行中の日米協力の具体例について紹介を行った。また、9月には、日米メコン電力パートナーシップ (JUMPP) の立上げから1周年の機会に、JUMPP に関する日米共同閣僚声明を発表し、メコン域内の電力インフラ連結性を一層加速させるための機会の特定、民間投資の促進、国境を越えた電力取引増大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大などを決定した。

デジタル分野においても、9月に第5回日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ (JUSDEP) 作業部会を開催するなどデジタル分野における日米協力の具体化に向け、スマートシティ、5G、光海底ケーブルなどの重要分野について重点的に議論し、案件形成を進めている。

2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

日米経済関係に焦点を当てたセミナー、レセプションなどの各種イベントや情報発信などの案件を実施した。新型コロナの感染拡大以降は対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのモデルプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。具体的には、オンライン形式のイベントや動画配信による日本産食品のプロモーションや日本文化の発信、日米経済関係をテーマとしたウェビナーの開催など、場所の制約がないオンライン開催のメリットをいかした効果的な取組がコロナ禍においても各省庁・機関の協力体制の下で実施された。

令和3年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定を着実に実施し、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 バイデン政権と様々な分野で協力を進めるべく、あらゆるレベルにおける議論を進める。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、バイデン新政権発足に伴う新たな米国の関心を踏まえ、新型コロナウイルス対策の状況を注視しながら、対面とオンラインを織り交ぜたイベントや、日本産食品のPRを目的とする動画発信等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた経済面の日米協力

4月に行った日米首脳会談において、「日米競争力・強靱性 (コア) パートナーシップ」が立ち上げられた。同会談で両首脳は、日米両国の競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋及び国際社会の繁栄を実現するためにリーダーシップを発揮するべく、①競争力・イノベーション、②コロナ対策・グローバルヘルス、③グリーン成長・気候変動の三本柱の下で、具体的かつ包括的な協力を推進することで一致した。12月には、フェルナンデス国務次官が訪日し、鈴木外務審議官との間で本パートナーシップをフォローアップするとともに、日米の協力を継続していくことを確認した。また、令和4年1月の日米首脳テレビ会談で立上げを発表した日米経済政策協議委員会 (経済版「2+2」) においても、本パートナーシップに基づく協力の推進や、インド太平洋地域を含む国際社会における日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、かねてより重点的に推進してきたエネルギー、デジタルなどの日米協力も、本パートナーシップに引き継がれている。インド太平洋地域の現実的なトランジションを日米で後押しするため、4月の日米首脳会談で「日米クリーンエネルギーパートナーシップ (JUCEP)」が立ち上げられた。6月には第1回会合が開催され、重点分野として①再生可能エネルギー、②電力網の最適化、③原子力エネルギー、④脱炭素化技術を特定した。その後、12月の第2回会合では、第1回会合のフォローアップを行うとともに今後の進め方について議論した。また、JUCEP傘下のワーキンググループにおいて、10月に、日本、米国及びインドネシアの官民を交じえ、日米の支援ツールキットに関する説明、インドネシアの投資機会や課題について議論した。

同様に、4月の日米首脳会談で立上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDGP）」では、第三国におけるオープンな無線アクセスネットワーク（Open RAN）の推進や5Gの国際展開に向けた議論を進めている。さらに、11月には、GDGPでの議論を踏まえ、第12回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）が開催された。

日米通商関係については、令和3年3月に日米貿易協定に基づき米国産牛肉に対するセーフガード措置が取られたことを受け、同協定に基づく牛肉セーフガードに関する協議を開始し、令和4年3月、日米間で実質合意に至った旨を発表した。

2 経済・通商分野におけるバイデン政権との協議

11月、レモンド商務長官とタイ通商代表が訪日し、松野内閣官房長官への表敬、林外務大臣及び萩生田経済産業大臣との会談をそれぞれ行い、経済・通商分野における日米協力や米国のインド太平洋地域への関与について、意見交換を行った。

また同月、外務省、経済産業省及び米国通商代表部（USTR）の三者で、日米が共同で取り組むべき様々な国際通商課題を議論する「日米通商協力枠組み」（局長級）が立ち上げられ、令和4年3月に第1回会合が開催された。外務省からは小野経済局長、経済産業省からは松尾通商政策局長、米国通商代表部からはビーマン通商代表補が出席し、インド太平洋地域における日米通商協力の強化や、グローバルアジェンダに関する日米協力の観点から、第三国の貿易慣行、環境、労働、デジタル、貿易円滑化等について議論を行った。

令和4年1月の日米首脳テレビ会談において、両首脳は、米国通商拡大法第232条に基づく鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税問題を速やかに解決するべきとの点で一致した。これを受け、関係閣僚、関係省庁間で精力的に協議を行った結果、令和4年2月、日本から輸入する鉄鋼製品に関する米国の通商拡大法第232条関税の部分的撤廃を米国政府が発表した。

3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

日米経済関係に焦点を当てたセミナーなどの各種イベントや動画配信による日本食プロモーションなどの案件を約80件実施した。新型コロナの感染拡大に伴い対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス感染症対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。例えば、テネシー州に進出する日系企業が雇用面から現地経済に大きく貢献していることを発信する動画放映事業では670万回の再生回数を得るなど、新型コロナの感染拡大の最中でも、日系企業の活動や地域貢献を幅広い層の米国人に対して発信することができた。

また、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえて、バイデン政権の重点政策に基づいた新たな「行動計画2.0」を策定、本事業のプライオリティを見直した。具体的には、労働者・中間層重視、新型コロナウイルス感染症対策、気候変動・エネルギー、イノベーション・科学技術といったバイデン政権の重点政策における日米連携の促進を図る各種イベント等の開催など効果的な取組を各省庁・機関の協力体制の下で実施した。

令和4年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米が自らの競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋地域及び国際社会の繁栄を実現するため、経済版「2+2」も活用しつつ、日米コア・パートナーシップを含む幅広い連携・協力を推進し、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 経済版「2+2」や日米通商協力枠組みでの協議等も活用し、バイデン政権が10月27日に発表したインド太平洋経済枠組みの具体化、更には米国のTPP復帰も見据えて協議を継続し、米国のインド太平洋地域への関与の更なる強化に取り組む。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において、バイデン政権の関心事項に沿って取りまとめられた新たな「行動計画2.0」に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。また、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえ、日系企業に対する地域住民感情の向上を含む日系企業の企業活動円滑化を図る。

更に、デジタル田園都市構想を含め、新しい資本主義とビルド・バック・ベターへの呼応と連携を草の根レベルに浸透させることで、民間も巻き込んで日米が共有する普遍的価値に基づく経済成長モデルのあり方についての議論を継続していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国を含むインド太平洋地域を取り巻く国際経済環境は転機を迎えており、日米それぞれの取組が両国の経済成長、ひいてはインド太平洋地域を含む世界経済の成長につながるよう対米経済政策を強化していく必要がある。その上で、令和3年4月に首脳間で合意したコア・パートナーシップや、経済分野における協力推進のプラットフォームである経済版「2+2」を通じて、様々な分野における二国間協力に向けた協力を加速化することは極めて重要。また、バイデン大統領が立上げを発表したインド太平洋経済枠組みの具体化に協力することは、日本が累次にわたり要請してきた米国のTPP復帰も念頭に、米国の地域経済秩序への更なる関与を促す上で重要である。

また、これまでも地域レベルでの多くの取組が日米関係の深化に貢献してきたことから、連邦議会及び政府関係者等の要路のみならず、米国の一般国民にも行き届く草の根レベルでの取組を打ち出していくことは引き続き重要であり、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に様々な取組を米国各地で引き続き実施し企業活動の円滑化をはかることや、草の根レベルからひいては連邦レベルまで日米経済関係の深化・日米同盟の強化につなげていく必要がある。また両首脳は、令和4年1月の日米首脳会談で、持続可能で包摂的な経済社会の実現のための新しい政策イニシアティブについて議論を深めていくことで一致しており、同タスクフォースの推進はこれを具体化する上でも有益である。

測定指標 2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（--年度）

TPP11も活用し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、21世紀型の自由で公正な共通ルールを世界に広げていく動きを主導していく。また、イノベーション分野等新しい協力分野も視野に入れつつ、二国間経済関係を更に拡大・深化させる。

令和2年度目標

- 1 WTOを含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下での戦略的パートナーシップの強化をあらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。また、TPP11の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー・環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスによる渡航制限の影響を受け、対面での会談の機会は大幅に減少したものの、事務レベルにおいては、第30回日・カナダ次官級経済協議（JEC）（12月）や本協議に先立つ課長級の協議である協力作業部会（CWG）（11月）等をオンラインで開催、それらの機会に、自由貿易体制の維持・強化の重要性を確認し、また、日加間の戦略的パートナーシップ及び法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域という両国の共通ビジョンが重要であるとの確認を行った。
- 2 12月に開催されたJECにおいては、日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が、共同議長代理を務めた。JECにおいては、新型コロナウイルスによる経済的な影響を乗り越えるための二国間協力の重要性、WTO改革やTPP11の更なる活用と拡大を含め、最近の国際経済情勢のほか、5つの優先協力分野（①エネルギー、②インフラ、③科学技術協力、④観光・青年交流、及び⑤ビジネス環境の改善・投資促進）、新型コロナウイルスによってもたらされた障害の克服に向けた両国による協力に関して議論し、共同報道発表を発出した。また、CWGにおいては、同作業部会の付託事項が作成され、政府関係者間の定期的な対話の機会が確保されることとなった。
- 3 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が7月に発効したことを受け、日本企業よりこれまで出されてきている要望事項等を踏まえ、JEC及びCWGを含む様々な機会にカナダ側に働き掛けを行ってきた。また、新型コロナウイルスを受けての渡航制限により、日系企業関係者に対する査証発給等の手続が滞っている状況を踏まえ、各種働き掛けをおこない、円滑な渡航のための支援を行うことを通

じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和3年度目標

- 1 WTOを含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力、新型コロナによる影響を受けた分野のいち早い復旧のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョン実現に向けた更なる戦略的パートナーシップの強化を、定期的な開催が確保されることとなったCWGを含め、あらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化するとともに、日系企業によるカナダにおける新規投資案件及び、それらによる募金活動、個人防護具の寄贈等による貢献を強調し強固な日加経済関係のアピールを引き続き行う。また、TPP11の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供、さらには、新型コロナを受けての渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月の日・カナダ外相会談において外相間で一致した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に資する日本及びカナダが共有する優先協力6分野」のうち、エネルギー安全保障、自由貿易の促進及び貿易協定の実施など、経済分野において二国間協力を越えてインド太平洋地域に拡大する方策について、令和4年2月の日・カナダ首脳電話会議等の機会を捉え意見交換を実施し、相互理解及び連携を深めた。コロナ禍からの回復については、岸田政権が提唱する「新しい資本主義」と、トルドー政権が提唱する「公平で、緑豊かで、より繁栄したカナダ」との連携について12月の日加次官級経済協議（JEC）において意見交換を行った。
- 2 12月、第31回JECをオンライン形式で開催した。日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が共同議長を務めた。中国・台湾等によるCPTPP加入申請への対応について緊密に連携していくことを確認したほか、WTOを含む最近の国際経済情勢、FOIP実現のための日加協力、さらに経済安全保障の強化について議論を行った。二国間経済関係の強化については、5つの優先協力分野（（1）エネルギー、（2）インフラ、（3）科学技術協力とイノベーション、（4）観光・青年交流、及び（5）ビジネス環境の改善・投資促進）等につき意見交換を行い、「農業」をJECの優先協力分野に新たに追加することで一致した。また、カナダ進出日系企業による新型コロナウイルス感染症対策支援に関する概要紙を作成し、幅広く配布する等意を用いて両国の友好関係についてアピールを行った。TPP11の着実な実施を通じて二国間経済関係が強化され、カナダ進出日系企業数は919社から948社へ増加したほか、エネルギーやイノベーション分野での大型投資に繋がった。
JECに向け、5月及び11月に日・加課長級協力作業部会（CWG）を開催し、詳細を議論したほか、ビジネスマッチングやイノベーション協力の促進も目指し、6月にカナダ州政府駐日代表と国際電気通信基礎技術研究所（ATR）との意見交換、7月にカナダ州政府駐日代表と海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）との意見交換、9月にJETROトロント事務所との意見交換を実施した。また、11月の日・カナダ商工会議所協議会における北米第二課長による日加経済に関する講演を実施し、ビジネス関係者へのアウトリーチを行ったほか、FOIP日加協力の一環として、12月の在京カナダ大主催エネルギー安全保障セミナーにおいて、小野経済局長が講演を行った。
- 3 令和2年7月に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効し、紛争解決事案が積み上がる中、日系企業の意見を聴取しつつ、日系企業のビジネス環境の向上に向け加側に働き掛けや情報収集を実施した。また、コロナ禍に伴う渡航制限を受け、日系企業関係者に対する査証発給等に関する各種働き掛けを実施、円滑な渡航のための支援を通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和4年度目標

- 1 令和3年5月に、日加外相会談において発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」における協力を推進すべく両国で更に協力・連携を進める。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、6つの優先協力分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流、農業）を中心に幅広い協力を進展さ

せ、日本企業の要望も踏まえビジネス環境の向上に努めつつ、首脳・閣僚間の会談や、民間団体交流等の実施等を通じて、二国間経済関係を一層強化していく。

- 3 進出日系企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を実施する。また、コロナ禍を受けた渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

カナダはインド太平洋地域への関与を深めている戦略的パートナーであり、世界情勢が緊迫し、経済安全保障の強化が課題となる中、エネルギーや食料の安定供給国であるカナダとの連携は重要である。令和3年5月に合意した「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた6つの優先協力分野での協力・連携を進め、モメンタムを維持し、具体的な成果を作っていくことが極めて重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①北米諸国 との経済分 野での協力 推進 (平成14 年度)	1 米国との経済分野での協調の深化 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。また、個別経済問題に対処する。 こうした取組により、日米関係を強化・発展させることは、施策目標の達成に寄与する。				2-1
	2 カナダとの経済分野での協調の深化 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化するとともに、科学技術、エネルギー等分野で各種対話・協議を通じた日加経済関係の進展に努める。また、日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。 こうした取組により、二国間関係の更なる活性化と深化を実現することは、施策目標の達成に寄与する。				2-2
	39 (38)	37 (22)	24 (8)	20	
②グラスルーツからの 日米経済強 化プロジェ クト (平成30 年度)	「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、米国の地方を回って日本企業の現地経済への貢献や日本文化を紹介する「地方キャラバン」等を実施し、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。 こうした取組により、日米関係を更に発展させる。				2-1
	317 (218)	289 (222)	239 (165)	220	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。

個別分野 3 米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説(令和 4 年 1 月 17 日)
- ・ 第 208 回国会外交演説(令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

令和 2 年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。令和 2 年は現行の日米安全保障条約の署名・発効から 60 年を迎える節目の年であり、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 平成 27 年 4 月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。バイデン政権発足後わずか 2 ヶ月足らずの令和 3 年 3 月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸防衛大臣との間で「2+2」が開催された。4 閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また 4 閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。また、4 閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第 5 条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認した。4 閣僚は、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示し、その成果を確認するべく、年内に「2+2」を改めて開催することで一致した。
- 2 (1) 弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック IIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。平成 29 年に導入を閣議決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、6 月、防衛省からその配備プロセスの停止が発表された。その後の政府内での検討の結果、12 月、イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦 2 隻を整備することなどを閣議決定し

た。

- (2) サイバーについては、日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、令和元年10月に開催された第7回日米サイバー対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援など、サイバーに関する協力を引き続き行った。
 - (3) 宇宙については、日米両国は、8月の宇宙に関する包括的日米対話第7回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視(SSA)情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード(人工衛星へのミッション機器の相乗り)協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。なお、12月、日米両政府は、令和5年度を目途に運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視(SSA)センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード協力に関する書簡の交換を行った。
 - (4) 多数国間協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。10月には第2回日米豪印外相会合が行われ、4か国は、ポスト・コロナの世界を見据え、ますます重要性が増している「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害援助、教育・人材育成を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有した。
 - (5) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。
 - (6) 海洋安全保障については、日米両国は、東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)などの場で、海洋をめぐる問題を国連海洋法条約に反映された国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。平成27年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしており、新型コロナ流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、さらには、日米豪印共同訓練(マラバール)や環太平洋合同演習(RIMPAC)などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとの連携を強化した。
- 3 日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍など労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。
- 当該協定が令和3年3月末に失効することを踏まえ、令和3年2月、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担に係る現行特別協定を1年間延長することに合意し、また、令和4年4月1日以降の新たな特別協定の合意に向けて、交渉を継続していくことを確認した。

令和3年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン(日米防衛協力のための指針)及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛(BMD)、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、令和3年度においても、日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化し、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化するための取組を以下のとおり実施した。

- 1 令和3年度においても、ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム(ACM)などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねた。バイデン政権は令和3年1月の発足直後から日米同盟を重視する姿勢

を鮮明にした。その中で令和4年1月には、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸防衛大臣が、米側からは、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかについて率直かつ重要な議論を行うことができ、大きく以下の3点の成果があった。第一に、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」へのコミットメントを確認するとともに、ルールに基づく秩序を損なう中国の取組や北朝鮮の核・ミサイル活動を含め、変化する地域の戦略環境に関する突っ込んだ議論を行い、認識をすり合わせた。第二に、日米同盟の抑止力・対処力を抜本的に強化するための具体的な議論を進めることを確認した。更に、宇宙・サイバー分野や新興技術を含め、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するために投資を行っていくことにつき一致した。第三に、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することや適時の情報共有といった連携の重要性について一致した。

- 2 (1) ミサイル防衛については、日本は、平成18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル (SM-3 ブロック IIA) の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMD システムの着実な整備に努め、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとった。
 - (2) サイバーについては、4月の日米首脳会談において、サイバー領域での防衛協力も進化させていくことを宣言した。令和4年1月の日米「2+2」では、サイバー脅威への共同対処が同盟として必須であることを確認した。日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じ日米の関係者が幅広い分野における日米協力について議論しており、令和3年度においても5月に日米サイバー対話課長級会合を開催した。併せて、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行った。
 - (3) 宇宙については、4月の日米首脳会談では、宇宙領域での防衛協力も深化させていくことを宣言した。令和4年1月の日米「2+2」では、宇宙への、宇宙からの及び宇宙における深刻な脅威への共同対処が同盟にとって必須であることを確認した。併せて、日米両国は、宇宙状況把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード (人工衛星へのミッション機器の相乗り) 協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めた。
 - (4) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものであるとの観点から、4月の日米首脳共同声明や令和4年1月の日米「2+2」共同発表でその重要性を確認するとともに、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行った。
 - (5) 海洋安全保障・多国間協力については、日米両国は、10月の東アジア首脳会議 (EAS) や8月のASEAN 地域フォーラム (ARF) などの場で、海洋をめぐる問題を、国連海洋法条約を始めとする国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。令和3年は、新型コロナウイルス感染症流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、8月から9月にかけて実施したマラバル (日米豪印共同訓練) などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとも連携を強化した。さらに日米両国は、インド太平洋地域に空母打撃群を派遣した英国や、フランス、ドイツ、オランダといった欧州各国とも共同訓練を実施し、自由で開かれたインド太平洋 を実現していく重要性が各国に広く共有されていることを確認した。
- 3 在日米軍駐留経費負担にかかる特別協定につき、現行協定の有効期限が令和4年3月31日であることを踏まえ、日米両政府は、令和4年4月1日以降の経費負担のあり方について協議を行った。日本としては、厳しい財政状況を踏まえつつ、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるとともに、日米同盟の抑止力・対処力をより一層効果的に強化していくことが必要であるとの認識の下、協議を重ねた結果、12月に日米間で合意に至り、令和4年1月7日、東京において、林芳正外務大臣とグリーン駐日米国臨時代理大使との間で特別協定の署名を行った。なお、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。新たな特別協定の対象期間 (令和4年4月1日から～令和9年3月31日) における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となっている。

令和4年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン (日米防衛協力のための指針) 及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛 (BMD)、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協

力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで、我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要である。この点で、弾道ミサイル防衛（BMD）、サイバー、宇宙、海洋安全保障等の幅広い分野で日米安全保障協力を強化するための施策の実績を評価することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標 3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

中期目標（--年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

令和2年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、日米首脳電話会談、日米外相会談を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（2020年代前半に開始予定）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施した。平成29年12月に北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の引渡しが行われて以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、日米間で引き続き緊密に連携した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成30年4月の日米首脳会談や令和3年3月の「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、平成27年の環境補足協定や、平成29年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。例えば、4月に普天間飛行場で有機フッ素化合物の一種であるPFOS含有泡消火剤の大規模な漏出事故が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りを計5回にわたり行い、水及び土壌のサンプリングを行いその結果を公表した。また、在日米軍関係者においても令和2年3月以降新型コロナウイルスの感染事案が発生した。これに対し、7月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを発表するなど、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。

令和3年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、4月の日米首脳会談、令和4年1月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（令和6年に開始予定）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施し、5月には牧港補給地区（国道58号線沿いの土地）のランドリー工場地区の返還を実現した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。令和3年度も、日本政府は環境補足協定や軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきた。例えば、6月に陸軍貯油施設で有機フッ素化合物の一種であるPFOS等を含む水の流出が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りをを行い、水のサンプリングを実施した。また新型コロナウイルス対策においては、6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。12月以降、全国の在日米軍施設・区域内及びその周辺自治体において新型コロナウイルスの感染事案が発生したことを受け、令和4年1月6日の日米外相電話会談や同月7日の日米「2+2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れた。その結果、同月9日に新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を発出し、同月28日には日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設立した。

令和4年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍再編の着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得るため、日米両政府の間で協議を行い、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題の対応等に取り組んでいく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより、在日米軍の活動が周辺の住民に与える影響をできる限り小さくし、在日米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）

（出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界及び宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	実績値		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	①73% ②93%	①70% ②88%	①69% ②89%

達成手段

達成手段名 （開始年度）	達成手段の概要（注）	関連する 測定指標

(関連施策)	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①米国との 安全保障分 野での協力 推進 (昭和33 年度)	日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つであり、この運用のため、米国の軍事防衛関係情勢に関する情報収集・調査・分析を行うほか、米国政府との協議、在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。 こうした取組により、日米安保体制を円滑かつ効果的に運用することは、施策目標の達成に寄与する。				3-1 3-2
	111 (105)	118 (82)	118 (80)	121	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。